



下松市に**転入**された方

!!転入前の市町村で発行された接種券は使用できません!!

ワクチン接種を希望される方は必ず発行申請を行ってください

◆下記の方は申請がない場合接種券が発行されません



1	これから1回目または2回目の新型コロナワクチン接種を希望する生後6か月以上の方(※1)
2	2回目または3回目の接種後に下松市に転入し、追加接種(3・4・5回目)を希望する方(※2)

(※1) 新たに生後6か月に達する方の接種券は、6か月经過月の翌月上旬に発送しますので申請不要です。

(※2) 申請された方には、前回の接種日から3か月经過後に接種券を発送します。

3回目までは、生後6か月以上の方全員が対象です。

4回目及び5回目は、これまでにオミクロン株対応ワクチンの接種をされていない人が対象です。

◆申請方法



⇒詳細は市ホームページで
確認してください

申請書、接種歴が分かるもの(接種済証・接種証明など)、本人確認書類(運転免許証 など)を健康増進課窓口にご持参ください。(郵送でも可)

下松市から**転出**された方

転出日以降は下松市の接種券は使用できません

転出日以降に接種を受ける際には、転出先自治体が新たに発行した接種券をご使用いただくこととなります。

詳しくは転出先の担当窓口にお問い合わせください。



【接種券についてのお問い合わせ先】

下松市健康増進課(保健センター内)

新型コロナウイルスワクチン対策室

〒744-0025 山口県下松市中央町21番1号

電話番号:(0833)41-1234